

閲覧用

平成27年 第5回

神崎市農業委員会総会議事録

平成27年5月1日

神崎市農業委員会

平成27年 第5回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年5月1日(金) 9時30分 開会
 2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室
 3. 出欠者の状況
 出席委員 31名 欠席委員 6名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	出	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	出	22	委員	柳川 芳和	出
4	委員	八谷 実	欠	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	出	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	欠
7	委員	小淵 一男	欠	26	委員	副島 良治	欠
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	出
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	欠	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	出	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	出	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	欠	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

11番 志岐 善隆 委員 19番 酒見 貞之 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 大隈 豊文 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	あっせん委員の指名について	2件
議案第4号	農業委員会の適正な事務の実施について	1件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	124件
議案第6号	農振除外申請に伴う事前審査について	6件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	14件

5. 説明のため出席した職員

農業委員会事務局職員

事務局長	大隈 豊文
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	有馬 靖子

農政水産課職員

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	別府 卓馬

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、おはようございます。

本日は、お忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。

それでは、座って議事を進めさせていただきます。

議事を始める前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号2番、受付番号3番については、取下願が提出されていますので、修正をお願いいたします。

また、議案書の会議次第の日程第3 付議事件の議案第2号の、農地法第3条の規定による許可申請についての件数の5件を3件に訂正をお願いいたします。

山口係長

つづきまして、私の方からも資料の訂正をお願いいたします。

まず、議案第1号、1ページの5条申請の受付番号2番、譲り受け人のお名前を誤って〇〇さんと記載していますが、〇〇さんに訂正をお願いします。

また、議案書2ページの受付番号3番の申請について、資料を作成した後に、申請者から資金の訂正の申し出がありましたので、資料の施設の資金説明欄の一番下の段にあります借入金額〇〇千円を〇〇千円と訂正していただき、その次の段に自社資金〇〇千円と追加していただくようお願いします。

事務局長

それでは、平成27年第5回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会 長

みなさん、おはようございます。

今日は5月1日ということで、あすから本格的な連休に入ります。

旅行等計画されている皆さんも多々あるかと思いますが、今日みたいな天気ですずっと連休期間中続いてくれると、本当にありがたいと思います。

さて、TPPについては、水面下において、もう決着しているのではないかというようなことも聞くわけでございますけれども、なかなか表面に出てくるということはありません。

また、農業委員会の制度改革でありますけれども、4月28日にですね、県の農業委員会がありまして、その中での説明でありますけれども、既に閣議決定されている制度改革の施行日というのは、来年の4月1日施行ということであります。

神崎市、私達農業委員、選挙で選出された期間というのは、3月19日というふうに聞いております。

したがって、3月末日までの期間延長がされるんじゃないかなと言うふうに説明があっております。

神崎市、吉野ヶ里町についても、同じ3月中の任期であるかと思いますが、したがって、その分については、新しい新制度での農業委員会の選出になるのではないかと思います。

確定ではありませんけれども 法案が通っておりませんので、一つの考え方として、案というのもおかしいですけれども、そうゆう話しがあっております。

したがって、首長の推薦、議会の承認ということで、次の農業委員会の委員さんは委嘱されるであろうと思います。

また、農地利用最適化推進委員というのをつくらなければいけないということでもありますけれども、これは、農業委員会が委嘱することになります、法案が国会を通らないとなかなか前に進めないこともあります、市においても条例、規則の改正が必ず必要

になります、これから、事務局に国、県農業委員会から通知、指導がなされると思われ
ますので、私達委員も見守っていきたいと思います。

以上、報告をもって挨拶にかえたいと思います。

それでは、只今から、平成27年第5回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は31名でございます。

欠席届の方が4番八谷委員、7番小淵委員、10番廣瀧委員、14番片江委員、25
番納富委員、26番副島委員の方から出ております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整
理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長をお願いをいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

日程第1 議事録署名委員の指名をいたします。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員
は、11番志岐善隆委員さんと19番酒見貞之委員さんの2名をご指名いたします。
よろしく願いいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の大隈局長、山口係長をご指名いたします。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	あっせん委員の指名について	2件
議案第4号	農業委員会の適正な事務の実施について	1件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	124件
議案第6号	農振除外申請に伴う事前審査について	6件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	14件

以上でございます。

(申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請を説明します。

○受付番号1番 申請地所在：神埼町〇〇

田1筆、畑4筆 合計5筆の2, 173㎡

申請理由：「申請地は住宅地域内の道路に面した土地で、近隣に日用品の販売店があり、賃貸用共同住宅用地として適している。」ということです。

申請人は、

譲り渡し人：神崎市神埼町〇〇

譲り受け人：佐賀市兵庫〇〇

施設の用途は、賃貸用共同住宅5棟、通路、駐車場などで、実測値で2, 174㎡です。

事業費は、土地代、整地費、建設費など 総額〇〇千円で、資金は同額全て自社資金です。

転用着工は平成27年6月5日、工事完成は平成27年10月31日の予定です。

受付番号1番の申請は、所有権の移転です。

農振除外決定は平成23年12月19日

農地区分第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」です。

位置図などについては6ページから8ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については、金融機関発行の残高証明書が提出されています。信用については土地利用計画図、建築平面図と立面図、工事費見積書などが提出されていて、問題はないと思われま。

仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、神崎市建設課に申請された開発行為許可申請、道路法第24条工事施工承認申請書、工作物許可申請書、占用許可申請書の写しが提出されています。

農地以外の土地の利用については、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて申請面積は妥当と思われます。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、

雨水は、新設通路の側溝を経由して申請地の西側の水路へ排水する計画で、汚水などは合併浄化槽を設置して同じく水路へ排水する計画です。

また、区長と生産組合長による無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われま

す。法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、

佐賀東部土地改良区より「協議が整い、さしつかえない」

神崎市土地改良区から「地区外であり支障なし」、

神崎市教育委員会から「当該地は、〇〇遺跡の範囲内に位置していますので、開発にあつては文化財保護法第93条に基づく届出と埋蔵文化財確認調査を行う必要がありますが、届出と必要書類は受理しています。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ひきつづき議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

1号議案の受付番号1番につきましては、私の担当地区でございます。

内容については、ただいま事務局から詳しく説明のあったとおりです。

私も現地を確認し、同時に区長・生産組合長にお会いし、話を伺ったところでございますが、申請地の周辺に農地はありますが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来すことはないということで、無条件の同意書も提出されております。私も、特に支障はないと考えておりますので、どうぞ委員会のご審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号2番 申請地所在：千代田町○○ 畑 124㎡

申請理由 「現在鉄工所を営んでいるが、工場敷地内に作業車などを駐車できる余地がなく、工場の出入り口付近に駐車して屋外作業に支障を来たしているので、申請

地を取得し専用駐車場を確保することで作業の円滑化を図る。」ということです。

申請人は、

譲り渡し人：神崎市千代田町〇〇

譲り受け人：神崎市千代田町〇〇

施設の用途は、駐車場、通路他で124㎡です。

事業費は、土地代、整地費など 総額〇〇千円で、資金は同額全て自己資金です。

転用着工は平成27年6月10日、工事完成は平成27年6月30日の予定です。

受付番号2番の申請は、所有権の移転です。

農振除外決定は平成23年12月19日

農地区分第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」です。

位置図などについては9ページから11ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については総事業費が〇〇万円未満ですので資料は必要ありません。信用については土地利用計画図、造成計画断面図、見積書などが提出されていて、問題はないと思われます。

仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、神崎市建設課に申請された道路占用申請書の写しが提出されています。

農地以外の土地利用については、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて申請面積は妥当と思われます。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、

雨水は新設溜枘、側溝を経由して市道の側溝へ排水する計画で、汚水などはありません。また、区長と生産組合長による無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあっては、

佐賀東部土地改良区より「受益地除外の証明」、

神崎市土地改良区より「地区外であり支障なし」、

神崎市教育委員会より「当該地は、〇〇遺跡の範囲内に位置していますので、開発にあたっては文化財保護法第93条に基づく埋蔵文化財発掘の届出及び事前の埋蔵文化財確認調査を行う必要がある地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

ひきつづき、議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号2番の申請については、私の担当地区です。

内容につきましては、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も、現地を確認すると同時に、区長さん並びに生産組合長さんにお会いいたしまして、話を伺ったところでございますが、申請地の周辺に農地はありますが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されています。私も、特に支障はないと考えておりますが、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、2ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号3番 申請地所在：神埼町○○ 合計田5筆の8, 390㎡

申請理由：「共同乾燥調整施設がない神埼町○○地区及び近隣地区の農業者より^{もみ} 粃

^{かんそうちょうせい もみすりさぎょう}

乾燥調整や粃摺り作業などの受託依頼が高まっているので、地域の農地の連担性や住宅環境などを十分考慮し、利便性に優れた申請地に農産物処理加工施設を建設して地域農業者の労力の軽減と生産性の向上、かつ高品質な農産物の安定供給と販売を推進して農業者所得の向上を図る。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：福岡県北九州市○○

譲り受け人：神崎市神埼町○○

施設の用途は、事務所、施設、倉庫、荷受検査場や駐車場などで 合計8, 390㎡です。

事業費は土地代、整地費、建設費など総額○○千円で、資金は借入金○○千円、自社資金○○千円の合計○○千円です。

転用着工は平成27年6月10日、工事完成は平成27年10月31日の予定です。

受付番号3番の申請は、所有権の移転です。

農振除外決定は平成27年5月20日の予定です。

農地区分第1種農地で、許可基準は「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設」等となっています。

位置図などについては12ページから14ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については、残高証明書、資金貸付承諾書などが提出されています。信用については土地利用計画図、造成計画断面図、建築物平面図と立面面、建築費見積書などが提出されていて、特に問題はないと思われま

仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などについては、申請地内の地下に埋設されているパイプラインの取り扱いについて、水資源開発公団との協議が行われています。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、神崎市建設課を通じて佐賀県に申請された開発行為許可申請の他、道路法第24条工事施工承認申請書、工作物許可申請書及び占用許可申請書の写しが提出されています。

農地以外の土地利用については、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて申請面積は妥当と思われる。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は敷地内の溜枡などを經由して申請地西側の水路へ排水する計画で、汚水などは合併浄化槽を設置して同じ水路へ排水する計画です。

また、区長と生産組合長による無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われま。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区及び神崎市土地改良区より「協議が整い、さしつかえない」、神崎市教育委員会から「当該地は、口無遺跡の範囲内に位置していますので、開発にあたっては文化財保護法第93条に基づく埋蔵文化財発掘の届出及び事前の埋蔵文化財確認調査を行う必要がある地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

はい、議案第1号、受付番号3番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしく申し上げます。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号3番については、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

「私も、現地を確認するとともに、区長・生産組合長にお会いし話を伺ったところ、周辺に農地はありますが、転用の目的は、乾燥調製施設等の農産物処理加工施設の建設であり、これによって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件

の同意書も提出されております。私も、特に支障はないと考えておりますが、委員会のご審議をよろしく願います。

議 長

はい、ありがとうございました。地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

それでは、質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、3ページをお開き頂きたいと思えます。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

先ほども冒頭にありましたが、受付番号2番と3番につきましては、議案書発送後に許可申請の取下願いが提出されています。

受付番号1番 申請地所在 千代田町〇〇 田 4,256 m²

申請理由 「経営規模の拡大の為、取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇万円で取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号についてですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号についてですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回るとされます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号2番及び3番については、先ほど事務局の説明のとおり、許可申請書の取下げ願いが提出されておりますので、審議はありません。

次に、4ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号4番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番 申請地所在 神埼町〇〇 田 23,297 m² 畑 16 m²

申請理由 「同一世帯内の父より贈与を受けたいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等に、貸付地はありますが、『農地法関係事務に係る処理基準の一部改正が平成27年3月18日付けで施行され、新たに農地等の権利を取得しようとする者が、他者に貸し付けている農地等の権利を有している場合において、当該貸付地が適切に耕作されているときは、当該貸付地は、判断上、勘案しないと要件の解釈が明確化されました。』当該貸付地は適切に耕作されており、その他の農地についても休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。

議 長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号5番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号5番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号5番 申請地所在 神埼町〇〇 畑 67 m²

申請理由 「所有農地内にある長年管理している農地の贈与を受けたいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されられると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。

議 長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号5番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、5ページをお開き頂きたいと思います。

議案第3号、あっせん委員の指名についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第3号 あっせん委員の指名について説明します。

これは農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名を行うものです。

受付番号1番 売渡希望地所在 千代田町〇〇 田 8,612.18 m²

申し出理由は、「財産処分の為」ということです。

申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。

位置図は、P 15、16 につけています。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員を2名指名いたします。

土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇委員さん」と〇〇番の「〇〇委員さん」の二人をご指名いたしたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、二人をご指名いたします。

宜しく願いいたします。

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 売渡希望地所在 神埼町〇〇 畑 226 m² 田 7,340 m²

申し出理由は、「財産処分の為」ということです。

申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。

位置図は、P17、18、19につけています。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員2名指名したいと思います。

土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇委員さん」と〇〇番の「〇〇委員さん」二人をご指名したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、二人をご指名いたしたいと思います。

宜しく願いいたします。

議 長

次に、別冊の議案第4号の1ページから12ページをお開き頂きたいと思います。

議案第4号、農業委員会の適正な事務実施についてを議題といたします。

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画案については関連しておりますので、事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局

【議案第4号、議案書を基に朗読後、説明】

それでは、事務局の方からご説明をいたします。

農業委員会の適正な事務実施につきましては、平成21年1月23日に農林水産省経営局長から、農業委員会の適正な事務実施についてを様式に基づき、旧年度の活動の点検・評価と新年度の活動計画を地域の農業者の意見を求めながら作成するよう指示がっております。

今回、それに併せて、平成26年度分の活動の点検・評価と平成27年度の目標及び活動計画を定めておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本案について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議案第4号、農業委員会の適正な事務実施について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本計画については、原案のとおり決定されました。

なお、様式2の活動計画のカッコ案につきましては、パブリックコメント終了後、消すということでご了承をお願いいたしたいと思っております。

パブリックコメント終了後というのは、インターネットでの神埼市のホームページでこのことを掲載するというので、一般公募の意見を求める、公示するということがあります。

広告期間の30日間広告し、30日後にこの案が消えるということで、理解をしていただきたいと思います。

(農政水産課入室)

議 長

次に、別冊の議案第5号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）関係を議題といたします。

議 長

本案につきましては、農業委員会に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限を適用することにしましたので、ご了承をお願いいたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。

農政水産課

(起立) 農政水産課の別府と申します、よろしくをお願いいたします。

着席して説明させていただきます。(着席)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものがあります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町 ^{まち}	新規	12件	再設定	53件	計	65件
-------------------	----	-----	-----	-----	---	-----

内訳は田(でん)	166筆 ^{ふで}	298,955.92m ²
----------	--------------------	--------------------------

	畑 (はたけ)	4 筆	2, 221 m ²
	計	170 筆	301, 176.92 m ²
ちよだちょう 千代田町	新規	15 件	再設定 40 件 計 55 件
	内訳は田 (でん)	130 ^{ふで} 筆	319, 956.5 m ²
	畑 (はたけ)	2 筆	181 m ²
	計	132 筆	320, 137.5 m ²
脊振町	新規	4 件	
	内訳は田 (でん)	26 ^{ふで} 筆	32, 763 m ²
神崎市	合計	124 件	
	内訳は田 (でん)	322 ^{ふで} 筆	651, 675.42 m ²
	畑	6 筆	2, 402 m ²
	計	328 筆	654, 077.42 m ²

となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたしますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。

2 ページから 4 ページをお開き頂きたいと思います。

神埼町の新規分の受付番号 8 番から受付番号 12 番までを審議いたしますが、〇〇番 〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号 8 番から受付番号 12 番までを、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第 5 号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 8番から4ページの12番までの申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、
利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、
利用権設定をする者の住所・氏名
設定の利用目的、設定期間となっております。
設定する内容は
件数は、5件となっております。

田(でん) 17筆 14,009㎡
となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分、受付番号8番から受付番号12番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号8番から受付番号12番までについては、原案のとおり決定されました。

議 長

次に、8ページから11ページをお開き頂きたいと思います。神埼町の再設定分の受付番号43番から53番までを審議いたしますが、この案件も〇〇番 〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室のままでお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員退室のまま)

議 長

それでは、受付番号43番から受付番号53番までについて、提案者である農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の8ページの 神埼町 再設定 43番から11ページの 53番の申し出について説明します。

件数は、11件となっております。

設定する内容は 田(でん) 25筆 36, 804㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分、受付番号43番から受付番号53番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号43番から受付番号53番までについては、原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番 〇〇委員さんは入室をお願いいたしたいと思います。

(〇〇番 〇〇委員入室)

議 長

次に、12ページをお開き頂きたいと思います。

千代田町の新規分の受付番号6番を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いしたいと思います。

(〇〇番 〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号6番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の12ページの千代田町 新規 6番の申し出について説明します。

設定する内容は 田(でん) 3筆 6, 888㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町新規分の、受付番号6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号6番については、原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番 〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員入室)

議 長

次に、13ページをお開き頂きたいと思います。

千代田町の新規分の受付番号15番を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号15番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の13ページの千代田町 新規 15番の申し出について説明します。

設定する内容は 田(でん) 2筆 13, 993㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町の新規分、受付番号15番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号15番については、原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、14ページをお開き頂きたいと思います。千代田町の再設定分の受付番号3番から受付番号4番を審議いたしますが、この案件も〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号3番から受付番号4番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の14ページの千代田町再設定3番および4番の申し出について説明します。

設定する内容は 3番が田(でん) 3筆 24,619㎡
4番が田(でん) 7筆 5,488㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分、受付番号3番から受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号3番から受付番号4番については、原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員入室)

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の2ページの受付番号1番から4ページの受付番号12番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 1番から4ページの12番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田（でん）	39筆	60,543.15㎡
畑（はたけ）	3筆	1,755㎡
計	42筆	62,298.15㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の5ページの受付番号1番から11ページの受付番号53番までを一括して審議をいたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの神埼町再設定1番から11ページの53番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田（でん） 127筆 238, 412.77㎡

畑（はたけ） 1筆 466㎡

計 128筆 238, 878.77㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、神埼町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町の新規分の12ページの受付番号1番から13ページの受付番号15番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の12ページの千代田町^{ちょう}新規1番から13ページの15番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、

田（でん）	39筆	109,341㎡
畑（はたけ）	2筆	181㎡
計	41筆	109,522㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、千代田町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の14ページの受付番号1番から17ページの受付番号40番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の14ページの千代田町再設定1番から17ページの40番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどに審議分と合わせまして、

田(でん) 91筆 210,615.5㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、脊振町の新規分の18ページの受付番号1番から受付番号4番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の18ページの脊振町新規1番から4番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田(でん)26筆 32,763㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、脊振町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定関係の審議を終わります。

議 長

次に、別冊の議案第6号、農振除外申請に伴う事前審査について、を議題といたします。

それでは、議案第6号、農振除外申請に伴う事前審査、1ページの受付番号1番から受付番号6番までを一括して審議をいたします。

提案者である農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第6号、議案書を基に朗読後、説明】

農政水産課の平といたします。

議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明をいたします。

着席して説明させていただきます。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

神埼町5件、千代田町1件の計6件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は神埼町〇〇地区の農業用倉庫として、畑 1筆で面積74㎡となっております。

(これについては、軽微な変更の対象となっております。)

2番は神埼町〇〇地区のNTT電話基地局として、畑、1筆で面積399㎡となっております。

3番は神埼町〇〇地区の宅地拡張として、田、1筆で面積23㎡となっております。

4番は神埼町〇〇地区の施設の敷地拡張(運動場)として、田、1筆で面積3,150㎡となっております。

5番は神埼町〇〇地区の資材置場として、田、1筆で面積571㎡となっております。

6番は千代田町〇〇地区の分家住宅として、田、1筆の一部で面積497,9㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

議 長

質疑もありませんので、議案第6号の農振除外申請に伴う事前審査については、「やむを得ない」という意見を添えて回答することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということでございますので、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することといたします。

議 長

以上で議案第6号、農振除外申請に伴う事前審査についての審議をおわります。

農政水産課の皆さん、大変ご苦労さまでした。

(農政水産課退室)

議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページから5ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番から5ページの受付番号14番までを一括して報告をお願いいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から受付番号14番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1 ページから 5 ページに記載しております、受付番号 1 番から受付番号 14 番につきましては、すべて経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっております。

受付番号 1 番	土地の所在	千代田町〇〇	田	2,441 m ²
受付番号 2 番	土地の所在	神埼町〇〇	田	1,101 m ²
受付番号 3 番	土地の所在	千代田〇〇	田	4,256 m ²
受付番号 4 番	土地の所在	神埼町〇〇	田	3,657 m ²
受付番号 5 番	土地の所在	神埼町〇〇	田	968 m ²
受付番号 6 番	土地の所在	千代田町〇〇	田	6,388 m ²
受付番号 7 番	土地の所在	神埼町〇〇	田	1,547 m ²
受付番号 8 番	土地の所在	千代田町〇〇	田	5,650 m ²
受付番号 9 番	土地の所在	神埼町〇〇	田	2,063 m ²
受付番号 10 番	土地の所在	神埼町〇〇	田	4,192 m ²
受付番号 11 番	土地の所在	神埼町〇〇	田	16,861 m ²
受付番号 12 番	土地の所在	神埼町〇〇	田	14,432 m ²
受付番号 13 番	土地の所在	神埼町〇〇	田	519 m ²
受付番号 14 番	土地の所在	神埼町〇〇	田	2,806 m ²

なお、貸し人借り人の氏名住所等については、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

報告は以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 27 年第 5 回神埼市農業委員会総会を閉会いたします。

大変、ありがとうございました。

11 時 30 分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成27年5月1日

神崎市農業委員会

会 長 _____

11番 委員 _____

19番 委員 _____